

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一号）新旧対照表

改正案		現行	
別表第二 行為の届出を要しない公共的団体		別表第二 行為の届出を要しない公共的団体	
名称	根拠法	名称	根拠法
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）	公立大学法人県立広島大学	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）
株式会社日本政策投資銀行	株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
公立大学法人県立広島大学	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
（略）		（略）	
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
（略）		独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	（略）	
		日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
		日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
		農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）